綾部市森林整備計画

計画期間　　自　令和　８年　４月　１日
　　至　令和１８年　３月３１日

計画決定　　令和８年４月１日

（ただし、この計画書の効力は、令和８年４月１日から生じることとする。）

京 都 府 綾 部 市

目　　次

Ⅰ　伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項　・・・・・・・・・・　1
　1　森林整備の現状と課題　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
　2　森林整備の基本方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
　3　森林施業の合理化に関する基本方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4

Ⅱ　森林の整備に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
第１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）　・・・・・　4
　1　樹種別の立木の標準伐期齢　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
　2　立木の伐採（主伐）の標準的な方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
　3　その他必要な事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
第２　造林に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
　1　人工造林に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
　2　天然更新に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7
　3　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項　・・・・・・・・　9
　4　森林法第 10 条の９第４項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9
　5　その他必要な事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9
第３　間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０
　1　間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法　・・・・・・・・・　１０
　2　保育の種類別の標準的な方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１
　3　その他必要な事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２
第４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・　１３
　1　公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法　・・・・　１３
　2　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５
　3　その他必要な事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５
第５　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項　・・・・　１５
　1　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針　・・・　１５
　2　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策　１５
　3　森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項　・・・・・・・・・・　１５
　4　新たな森林経営管理制度の活用に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・　１６
第６　森林施業の共同化の促進に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６
　1　森林施業の共同化の促進に関する方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６

２　施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策　・・・・・・・・・　１６
３　共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項　・・・・・・・・・・・・　１６
４　その他必要な事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７
第７　作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項・・　１７
１　効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７
２　路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項　・・・・　１８
３　作業路網の整備に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８
４　その他必要な事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８
第８　その他必要な事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８
１　林業に従事する者の養成及び確保に関する事項　・・・・・・・・・・・・・　１８
２　森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項　・・　２０
３　林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項　・・・・・・　２１

Ⅲ　森林の保護に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２１
第１　鳥獣害の防止に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２１
１　鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法・・・・・　２１
２　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２
第２　森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項　２２
１　森林病害虫の駆除及び予防の方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２
２　鳥獣害対策の方法（第１に掲げる事項を除く。）・・・・・・・・・・・・・　２２
３　林野火災の予防の方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２３
４　森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項　・・・・・　２３
５　その他必要な事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２３

Ⅳ　森林の保健機能の増進に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２３

Ⅴ　その他森林の整備のために必要な事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・　２３
１　森林経営計画の作成に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２３
２　住民参加による森林の整備に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・　２４
３　森林施業に関する技術及び知識の普及、指導に関する事項　・・・・・・・　２４
４　市有林の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２４
５　青少年に対する森林・林業の普及啓発に関する事項　・・・・・・・・・・　２４
６　森林経営管理制度に基づく事業に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・　２４
７　その他　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２４

別表１　森林の区域の設定（ゾーニング）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６
別表２　基幹路網の開設・拡張に関する計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２８
別表３　森林法施行規則第 33 条第１号ロの規定に基づく区域　・・・・・・・・・・・　３０

森林整備市町村位置図

京都府
KYOTO
福井県
兵庫県
滋賀県
大阪府
奈良県
舞鶴市
福知山市
綾部市
南丹市
京都市
亀岡市
©ONE COKPATH

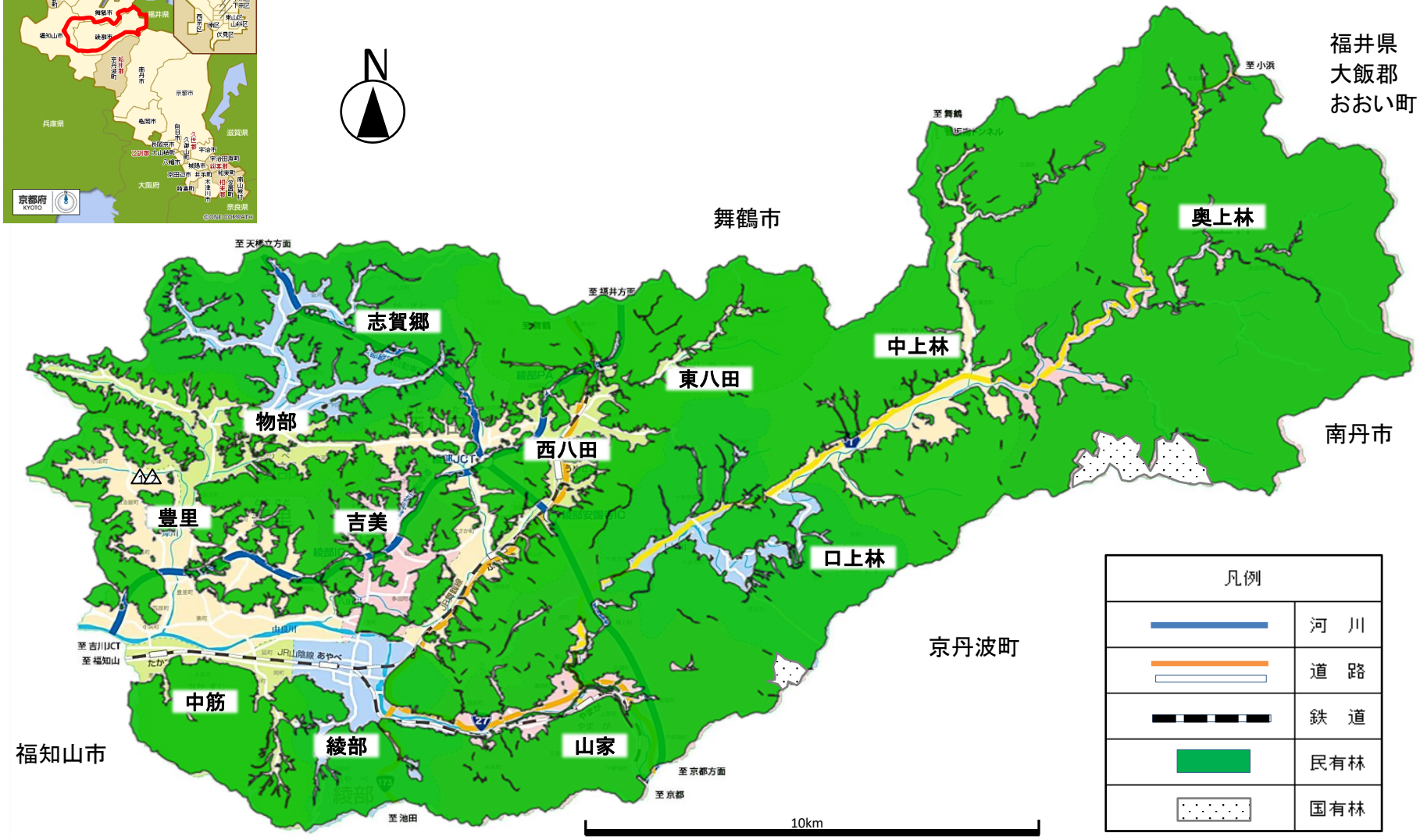
N
福井県
大飯郡
おおい町
舞鶴市
南丹市
京丹波町
福知山市
奥上林
中上林
東八田
志賀郷
物部
西八田
豊里
吉美
口上林
中筋
綾部
山家
至 小浜
至 舞鶴
至 天橋立方面
至 福井方面
至 吉川JCT
至 福知山
至 京都方面
至 京都
至 池田
10km
凡例
河　川
道　路
鉄　道
民有林
国有林

Ⅰ　伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

１　森林整備の現状と課題

本市は京都府北部、丹波の地にあり、東部には、標高 871m の頭巾山をはじめ、500～800m 級の連峰があり、北部・南部は 300m 程度の山が連なり、西部・中部は比較的平坦な丘陵となっている。東部には水源を発する上林川が中部で由良川に合流し、東西に貫流している。また、西部に流れる犀川は由良川に合流、北部山系の水流は舞鶴市の伊佐津川を経て舞鶴湾に注いでいる。

中部の由良川沿いに市街地と耕地が広がり、各支流に沿って集落が形成されている。

本市は、総面積 34,710ha の 76.5%に当たる 26,563ha の森林を有している。民有林は 26,148 ha で、そのうち人工林面積は戦後続けられてきた造林の推進により 11,824ha で、人工林率は 42.37%に達しており、京都府の平均 37.89%を大きく上回っている。

しかし、スギ・ヒノキの人工林 10,973ha のうち、15 齢級以下の森林が 86.27%を占める戦後の新興林業地であり、利用期を迎えていることから今後、保育・間伐・主伐を適期に実施していくことが重要である。また、近年は野生のニホンジカの生息密度が高く、植栽木の食害が深刻なため、人工林の伐採後の再造林が困難な状況であり、人工林の主伐後の更新をどのように進めていくかが課題となっている。

本市の森林は市街地や集落の周辺では地域住民の生活に密着した里山や、林業生産活動が積極的に実施されるべき人工林帯があり、東部地域には貴重な天然林がまとまって存在するなど、各地区の条件を反映して多彩な林分構成となっている。

住民の森林に対する要望は、木材生産をはじめ林産物の供給のみならず、国土の保全、水源の涵(かん)養などのほか、保健休養・教育・文化・レクリエーション活動の場としての空間の提供など多様化してきている。

森林の整備に当たっては、森林の有する多面的機能（注）を総合的かつ高度に発揮させるため、重視すべき機能に応じた適正な森林施業により、健全な森林資源の維持造成を推進する。

具体的には、水源の涵(かん)養、山地災害の防止、保健・文化又は木材等生産など各機能を高度に発揮させるため、併存する機能の発揮に配慮しつつ、重視すべき機能に応じた整備を行う観点から、森林を地域の特性、森林資源の状況並びに森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案の上、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備を図る。

また、効率的な森林施業、森林の適正な管理経営に欠くことのできない施設であり、農山村地域の振興にも資する路網の整備を計画的に推進する。

なお、釜輪地区における国有林の分収造林制度による契約地についても、上記の観点から対象区域と一体的整備に配慮する。

（注）森林の有する国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能のことを「森林の有する多面的機能」と表現し、このうち、林産物の供給に関する機能以外の機能を「森林の有する公益的機能」と表現する。

2　森林整備の基本方針

（1）地域別の目指すべき森林資源の姿

地域別の状況、期待する森林の諸機能と目指すべき森林の姿は次のとおりとする。

①　東部の上林地域一帯は、上林川の清流域に広がる。自然環境にすぐれた落ち着きと潤いのある農山村地域となっている。比較的古くから造林が盛んに行われており、人工林率が高く齢級構成も比較的高いことから周辺及び下流地域の重要な水源でもある。適正な森林整備によって団粒構造がよく発達し、かつ、粗孔隙に富む土壌を有し、根系の発達が良好な森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等の治山施設が整備された森林を目標とする。

なお、森林の有する公益的機能を発揮させた上で、育成単層林を中心とした森林施業を推進し、木材等生産機能を確保する。

特に重視する機能：水源涵（かん）養機能、木材等生産機能

②　中部の綾部、中筋、吉美、西八田、山家地域及び東部の口上林地域は、都市及び都市近郊地域となっている。本市の特産品の一つである「丹波マツタケ」の生産地として大きなウエイトを占めるところであり、発生量の維持、増大を図るためにマツ林の保全と環境の整備を積極的に進める必要がある。一方、都市化に伴い、居住地周辺の景観形成や防災の観点に立った森林整備の重要性が高まりつつあることから、下層植生が適度に確保され、樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れ、必要に応じ山地災害を防ぐ施設が整備された森林を目標とする。

なお、森林の有する公益的機能を発揮させた上で、木材等生産機能を確保する。

特に重視する機能：山地災害防止機能／土壌保全機能、木材等生産機能

③　西部の豊里、物部、志賀郷地域や中部の東八田地域は、古墳などの歴史・文化遺産が多く存在する。また、ため池などの農業用施設も多い。これらと調和した森林の利用と保全を図る。また、地域内の農業研究教育関連施設との連携や京都モデルフォレスト活動の拠点となる施設が整備されている。都市と住民の憩いと交流・体験の場所を提供し、身近な自然とのふれあいの場として適切に管理された森林を目標とする。

なお、公益的機能を発揮させた上で、木材等生産機能を確保する。

特に重視する機能：保健・レクリエーション機能、水源涵（かん）養機能、木材等生産機能

④　中部北域の弥仙山、東部中上林から奥上林地域にかけての君尾山周辺には保健保安林が多く、また上林川の上流・行谷、早稲谷には、貴重な天然林が広く存在している。頭巾山の山麓から中腹にはブナ、ミズナラ、トチノキの天然林がまとまって存在する。早稲谷の最奥には特別母樹林に指定されているスギ天然林が残っている。特にこれらは学術的な価値が高い。また、この地域には温泉施設やグランドゴルフ場等があり、京都府北部の木造建造物では唯一の国宝「二王門」がある光明寺、京都府自然 200 選の一つ「幻の大トチ」など史跡・名勝が多く、平成 28 年３月に新たに国定公園に指定された。これらを踏まえ潤いのある自然景観や歴史的風致を構成し、必要に応じて文化活動に適した設備が整備された森林を目標とする。

なお、原生的な生態系が残されている区域や、稀少な生物や特有の生物が生育・生息する森林についてはその環境の保全を目標とする。

特に重視する機能：文化機能、生物多様性保全機能、保健・レクリエーション機能

（２）森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、由良川地域森林計画に定める森林の整備及び保全の基本方針を踏まえ、「綾部市森林マスタープラン※」を基に、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保に努めるとともに、花粉発生源対策の加速化を推進し、より健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、その状況を的確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や森林 GIS の効果的な活用を図る。具体的には、森林の有する多面的機能が発揮される場である（１）で掲げる「地域」を基本単位として、森林の有する水源涵(かん)養、山地災害防止／土壌保全、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮させるための適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病害虫や野生鳥獣の被害対策などの森林保護等に関する取組を推進する。

※綾部市森林マスタープランとは 平成 26 年に綾部市の人工林整備(特に間伐)の基本指針を策定した中期的計画。平成 26 年から令和７年までを計画期間とし、「綾部市森林整備計画」と整合性を取りながら、効率的な施業ができる経済林の見極めや、作業路網の整備、林業機械の導入などを示したもの。

森林の有する多面的機能を高度に発揮させるための森林の区分に応じた望ましい森林の姿への誘導の考え方は、次のとおりとする。

ア　育成単層林

現況が育成単層林となっている森林のうち、木材等生産機能の発揮を期待する森林については引き続き育成単層林として維持し、資源の充実を図る。この場合、長伐期や短伐期など多様な施業により異齢林によるモザイク的配置を考慮する。水源涵(かん)養機能又は山地災害防止機能／土壌保全機能の発揮を同時に期待する森林では、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、皆伐面積の縮小・分散や伐期の長期化を図る。急傾斜地の森林又は成長量の低い森林については、森林の有する公益的機能の発揮のため針広混交の育成複層林に誘導する。

なお、上記によらず、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮を期待する森林では、適正な間伐等の繰り返しにより長期にわたり育成単層林を維持するか、針広混交の育成複層林に誘導する。また、生物多様性保全機能の発揮が求められる森林においては、天然力を活用した更新を促し、針広混交の育成複層林又は天然生林に誘導する。

イ　育成複層林

現況が育成複層林となっている森林については、引き続き育成複層林として維持することを基本とする。　ただし、生物多様性保全機能の発揮が求められる森林においては、必要に応じて、天然力を活用した更新を促し、天然生林に誘導する。

ウ　天然生林

現況が天然生林となっている森林のうち、森林の有する公益的機能の発揮のために継続的な維持・管理が必要な森林や、継続的な資源利用が見込まれる里山林等の森林については、更新補助作業により確実な更新を図り、育成複層林に誘導する。

その他の森林は、天然生林として維持する。特に、原生的な森林生態系や稀少な生物が生育・生息する森林等については、自然の推移に委ねる。

3　森林施業の合理化に関する基本方針

府、市、森林組合、森林所有者、森林管理事務所、林業事業体等との相互の連携を密にし、森林総合監理士（フォレスター）による支援活動及び森林施業プランナーによる施業提案を通じた森林施業の集約化の取り組みを推進する。また、森林組合や林業事業体等への森林経営の長期受委託による経営規模の拡大を促進し、

① 森林施業の共同化
② 「丹州材（中丹地域で生産されるスギ・ヒノキの優良材)」をはじめとする地域産材の安定的供給
③ 事業量の安定的確保
④ 林業従事者の養成と就労条件の改善
⑤ 林業事業体の体質強化
⑥ 林業機械の導入の促進

などの目的達成のため、川上と川下との林業関係者と行政が一体となって、長期展望に立った総合的な林業施策を計画的に推進する。

Ⅱ　森林の整備に関する事項

第１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

１　樹種別の立木の標準伐期齢

標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標である立木の標準伐期齢は、次に示すとおりである。

地　　域	樹　　種				
	ス　　ギ	ヒ ノ キ	アカマツ	その他針葉樹	広葉樹
市内全域	40 年	45 年	40 年	40 年	15 年

（注）標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すものではない。

２　立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木を伐採する場合においては、「主伐時における伐採・搬出指針（令和３年３月１６日付け２林整整第１１５７号林野庁長官通知）」のうち、立木の伐採方法に関する事項及び由良川地域森林計画に定める標準的な方法に関する指針に基づき、森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とする。

さらに、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等の促進に努める。

また、集材に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針」を踏まえ、現地に適した方法により行うこととする。

主伐については、更新を伴う皆伐又は択伐によるものとし、次に示す方法に従って適確な更新を確保する。

施業の区分	標　準　的　な　方　法
育成単層林施業	皆伐を原則とする。 皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮のため、気候、地形、土壌等の自然条件を踏まえ、適切な伐採区域の形状、１か所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20haごとに保残帯を設け適確な更新を図る。尾根筋、渓流沿いでは保護樹帯を設置するよう努める。
育成複層林施業	①択伐 択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法とする。択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の材積を維持する。単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行い、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採とする。 ②択伐以外 伐採後の適確な更新を確保するため、材積にかかる伐採率が70%以下の伐採とする。

３　その他必要な事項

該当なし

第２　造林に関する事項

１　人工造林に関する事項

（1）人工造林の対象樹種

区　　分	樹　種　名（針葉樹）	樹　種　名（広葉樹）
人工造林の対象樹種	スギ・ヒノキ・アカマツ	クヌギ・コナラ・ケヤキ

ア　定められた樹種以外の樹種を更新対象とする場合は、林業普及指導員又は市の林業振興担当課で相談を受け、適切な樹種を選択する。

イ　花粉発生源対策の加速化を図るための花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ）の植栽、針広混交林への誘導等に努めるものとする。

なお、花粉の少ない苗木の確保を図るため、その増加に努めることとする。

（2）人工造林の標準的な方法

ア　人工林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

植栽本数は、施業の効率性や地位級等の自然条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、次に示す仕立ての方法別に１ヘクタール当たりの標準的な植栽本数を植栽する。

樹　　種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本／ha）	備　　考
スギ	中仕立て 疎仕立て	3,000 2,000	植栽本数は、目標林型･立地条件等により調整する。
ヒノキ	中仕立て 疎仕立て	3,000 2,000	
アカマツ	疎仕立て	3,000	
広葉樹	密仕立て 疎仕立て	5,000 3,000	

複層林化を図る場合の下層木について、それぞれの地域において定着している複層林施業体系がある場合はそれを踏まえつつ、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽する。

なお、活着率や初期成長のすぐれたコンテナ苗や成長のすぐれたエリートツリーなどを活用する場合などにおいては、低密度植栽（植栽本数 1,500 本/ha 程度）を推進する。

また、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の林業振興担当課で相談を受け、適切な植栽本数を判断する。

イ　その他人工造林の方法

人工造林は、次に示す方法を標準として行う。

区　　分	標　準　的　な　方　法
地拵えの方法	雪害防止と地力維持を図るため、地形に合わせ全刈筋置き地拵えを原則とする。
植付けの方法	正方形植えを原則とし、植え付けは丁寧植えとする。
植栽の時期	３月～４月の春植え又は10月～11月の秋植えとする。

（３）伐採跡地の人工造林をすべき期間

次に示す期間内に、出来るだけ早期に人工造林を完了する。

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため人工造林地で更新樹種が特定されており、施業体系等に基づく保育等の実施が確実な場合は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して２年以内とする。

更新樹種が特定できない場合にあっては、伐採による森林の有する公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年以内とする。

２　天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況及び気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

（１）天然更新の対象樹種

区　　分	樹　種　名（針葉樹）	樹　種　名（広葉樹）
天然更新の対象樹種	（天然下種更新） アカマツ・スギ・ヒノキ	（ぼう芽更新及び天然下種更新） カシ類・シイ類・ナラ類・クリ・サワグルミ・イヌブナ （天然下種更新） ブナ・シデ類・カエデ類・ケヤキ・ミズメ

定められた樹種以外の樹種を更新対象とする場合は、林業普及指導員又は市の林業振興担当課で相談を受け、適切な樹種を選択する。

（２）天然更新の標準的な方法

ア　天然更新の方法及び期待成立本数

区　　分	標　準　的　な　方　法
天然更新の方法及び期待成立本数	天然更新の方法は、天然下種更新及びぼう芽更新とする。 ぼう芽更新を目的とする伐採は、林木の生長休止期に行う。伐採方法は、地表に接して低く、やや傾斜させて平滑に伐採することが望ましい。切り株は必要に応じて落葉などで被うなど寒害の予防を行う。 また、必要に応じ地表処理、刈り出し、植え込み、芽かき等天然更新補助作業を行う。 伐採後の天然更新候補地では、ササなどの林床植生の再生により更新予定木の稚樹は被圧を受け、枯死消滅しやすい。したがって、更新予定木の稚樹が林床植生に比べ樹高が高く、更新予定面に均等に配置されるなど成林の見込みが立った段階を更新完了とする。 なお、更新完了の基準は立木度とする。更新対象樹種が立木度３以上となった段階をもって更新完了とする。立木度とは、現在の林分の本数と、当該林分の林齢に相当する期待成立本数との比を十分率で表したもの。５年生の天然更新の対象樹種の期待成立本数は1haあたり10,000本と定める。

イ　天然更新補助作業の標準的な方法

区　　分	標　準　的　な　方　法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所については、掻き起こしや枝条整理等を行い、種子の定着及び発育の促進を図る。
刈り出し	天然稚幼樹の生育が、ツル類、その他植生の繁茂によって阻害されている箇所については、稚幼樹の周囲を刈り払い稚幼樹の成長の促進を図る。
植え込み	天然下種更新の不十分な箇所については、経営目標等に適した樹種を選定して必要な本数を植栽する。
芽かき	目的樹種の発生状況により必要に応じて芽かきを実施する。優良芽を１株当たり２～３本残すものとする。また、更新の不十分な箇所については、植え込みを行う。

ウ　その他天然更新の方法

更新状況の確認は、原則として標準地調査により行い、天然更新すべき立木の本数に

満たない場合には天然更新補助作業又は植栽により確実に更新を図る。

（３）伐採跡地の天然更新をすべき期間

次に示す期間内に、出来るだけ早期に天然更新を完了する。

天然更新の完了確認は、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年を超えない期間とする。

択伐後の針葉樹の天然下種更新等、更新樹種が特定されており、施業体系に基づく保育等の実施が確実な場合、天然更新の完了確認は伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して２年を目安とする。

なお、この他の天然更新に関する具体的な基準は、京都府天然更新完了基準による。

３　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

（１）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲１００ｍ以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とする。

（２）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

特に指定すべき区域はない。

４　森林法第10条の９第４項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の９第４項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、下記のとおり定める。

（１）　人工造林の対象樹種

ア　人工造林の場合

１の（１）による。

イ　天然更新の場合

２の（１）による。

（２）　生育し得る最大の立木の本数

２の（２）アによる。

５　その他必要な事項

（１）綾部、中筋、口上林、志賀郷地区等、マツタケの発生が望まれる地域については、アカマツ林の天然更新及びマツタケ発生環境整備を促進する。

（２）天然更新作業、複層林施業等に関する施業体系として参考となる基準に、京都府が定める次の森林造成の技術指針がある。

①　アカマツ・ヒノキ混交林育林技術指針（平成６年３月　京都府林業試験場）

②　シイタケ原木林造成技術（平成２年３月　京都府）

（３）複層林化や混交林化を図る場合の樹下植栽は、標準的な植栽本数のうち「疎仕立て」に相当する本数に下層木以外の立木の伐採率（樹冠占有面積又は材積による率）を乗じた本数以上を植栽する。

（４）広葉樹は、種の遺伝的多様性・地域性を保全するよう用いる苗の在来性・在地性に注意が必要である。

（５）災害に強い森林づくりは、次の資料を参考とすること。

① 気象災害に強い森林づくり検討委員会報告書（平成17年12月京都府災害に強い森林づくり検討委員会）

② 京都府における多雪地帯の造林育林施業（昭和61年３月京都府林業経営協議会造林育林部会）

③ 雪害防除のための育林技術（昭和62年３月京都府農林水産部林務課）

第３　間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

１　間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は次に示す内容を標準とし、適正な間伐とは、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね５年後に樹冠疎密度が 10 分の８以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行う立木材積 35%の伐採とする。

<table>
<tr><th rowspan="2">樹種</th><th rowspan="2">施業体系</th><th rowspan="2">植栽本数
（本／ha）</th><th colspan="4">間伐を実施すべき標準的な林齢（年）</th><th rowspan="2">備　考</th></tr>
<tr><th>初　回</th><th>２回目</th><th>３回目</th><th>４回目</th></tr>
<tr><td>スギ</td><td>育成単層林</td><td>2,000 ～ 3,000</td><td>25 年</td><td>40 年</td><td>60 年</td><td>80 年</td><td rowspan="2">間伐率は、本数で 20～40%、材積で 20～35%とする。

間伐木の選定は、適度な下層植生を有した林分構造が維持され、根系の発達が促されるよう行う。高齢級の森林においては立木の成長力に配慮すること。

標準的な間伐の間隔
標準伐期齢未満 15 年
標準伐期齢以上 20 年</td></tr>
<tr><td>ヒノキ</td><td>育成単層林</td><td>2,000 ～ 3,000</td><td>30 年</td><td>45 年</td><td>65 年</td><td>85 年</td></tr>
</table>

２　保育の種類別の標準的な方法

保育は、次に示す内容を標準として、当該森林の植生状況、立木の生長度合い等を勘案し、適切に実施する。

作 業 種	樹　　種	実施すべき林齢（年）及び回数（回）		標準的な方法	備　考
下 刈 り	ス　　ギ	１～７	7	下記に記載のとおり	
	ヒ ノ キ	１～８	8		
雪起こし	ス　　ギ	１～５	5	下記に記載のとおり	
	ヒ ノ キ	１～５	5		
ツル切り	ス　　ギ	10、12	2	下記に記載のとおり	
	ヒ ノ キ	10、12	2		
除　　伐	ス　　ギ	12	1	下記に記載のとおり	
	ヒ ノ キ	12	1		
枝 打 ち	ス　　ギ	10～18	2	下記に記載のとおり	
	ヒ ノ キ	11～20	2		
マツ林施業改善	アカマツ	20～30	2	下記に記載のとおり	

ア　下刈り

植栽後、造林木が樹高成長を始め、周囲の雑草木類との競争が激しくなる６月中旬から７月下旬にかけて雑草に被圧される前に行う。

スギ・ヒノキともに年１回の全面刈りとし、造林木の高さが雑草木類の草丈を抜いて被圧されないようになるまでを目安とする。

ただし、４回目以降の下刈りは、必要がある場合のみ実施すること。

なお、エリートツリーなどの成長の優れた苗木を活用する場合や低密度植栽を導入した場所などにおいては、下刈り回数の削減や部分的な実施、実施期間の短縮により作業の省力化・効率化を図ることとする。

イ　雪起こし

毎年降雪により造林木が倒伏を繰り返す地域において行う。

雪解け後、造林木が自力で倒伏状態から戻らないものについて、麻縄等を用いて引き起こすものし、実施時期は４月下旬までとする。

ウ　ツル切り

下刈り終了後２～３年経過したときに、フジ・クズ等のツル類の繁茂が著しいところにおいて実施する。その後は除伐時に造林木にからまっているツル類を除去する。

なお、実施時期は７月ごろを目安とする。

エ　除　伐

林分の林冠がうっ閉し始める段階で実施する目的樹種以外の林木の除去とする。

なお、必要に応じ目的樹種のうち病虫獣害木・損傷木・曲木等樹幹の形質や樹勢に欠点のあるものの淘汰を同時に行う。

オ　枝打ち

実施時期は11月から１月初旬、２月下旬から３月末とし、生枝のうちに良く切れる刃物で行う。ひも枝打ち及び柱材生産を目的にする場合の地上３～４ｍまでの枝打ちとする。また、枝打ちを行っても材価の上がらない曲木、二又木、病害虫の被害木、著しい劣勢木等、除間伐の対象木等の枝打ちは避け、経済性を十分に考慮して実行する。

カ　マツ林施業改善（マツタケ発生環境整備）

枯損木や被圧木、衰弱木、また樹冠が競合、重合して過密状態のものは除去する。発生環境には広葉樹等による日陰が大きな影響を及ぼすので、斜面方向、日照量等を勘案し、上層はマツ、下層はツツジ・ヒサカキ等の広葉樹の二段林型になるように施業する。伐採木はできる限り低い部位から伐り、また、腐植層は除去する。これらにより生じた支障物は区域外へ搬出するか、列状又は筋状に集積する。

３　その他必要な事項

局地的な立地条件等に応じて実施すべき間伐及び保育の留意点を、下記に示すとおりとする。

（１）立地条件等に応じた間伐実行上の留意事項

地位の良否、植栽本数の多少、生産目標等により、時期、回数、間伐率等を調整するものとする。

間伐木の選定方法は、定性的間伐と定量的間伐を組み合わせ、林木の間隔を考慮しながら形質不良木・劣勢木のみに偏ることなく行うとともに、林縁木は林内を風害などから守ることを考慮する。

また、多雪地域では、晩秋、冬期に行うことは造林木が雪害を受けやすいので避ける。

（２）利用間伐の推進

列状間伐等、効率的・効果的な方法で、利用間伐を推進する。

（３）アカマツ林の環境診断

アカマツ林の施業改善に当たっては、対象森林の現況と施業の強弱との関係を間違えるとマツタケの発生は望めないばかりか、松枯れを進行させるなど森林の有する多面的機能の低下が懸念される。施業の実施に先立ち必ず林業普及指導員等専門家に相談の上、施業森林の環境診断を実施する。

（４）複層林施業を推進すべき森林における適正な間伐

育成単層林である場合、収量比数（Ｒｙ）が0.85以上の森林について、Ｒｙが0.75以下となるように実施する。

１及び３に定める間伐の基準に照らし、計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在及び間伐の方法、時期は、別に定める。

第４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

１　公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

由良川地域森林計画に定められた公益的機能別施業森林等の整備に関する事項を踏まえ、森林の有する機能に対する地域の要請、既往の森林施業体系等を勘案し、公益的機能別施業森林として下記のとおり定める。

（１）水源涵（かん）養機能維持増進森林

ア　区域の設定

当該森林の区域を別表１のとおり定める。

イ　施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとし、伐期の長期化を推進すべき森林として定める。

立木の伐採（主伐）の時期は、「標準伐期齢＋10」とする。皆伐にあたっては、伐採面積の規模が20haを超えないものとすること。

（２）山地災害防止機能/土壌保全機能維持増進森林

ア　区域の設定

当該森林の区域を別表１のとおり定める。

イ　施業の方法

地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。伐区の形状・配置等により、伐採後の林分において森林の有する多面的機能を確保するものとし、長伐期施業を推進すべき森林として定める。

立木の伐採（主伐）の時期は、「標準伐期齢×２×0.8」とする。皆伐に当たっては、伐採面積の規模が 10ha を超えないものとすること。

（３）快適環境形成機能維持増進森林

該当なし

（４）保健機能及び生物多様性保全機能維持増進森林

①　保健・レクリエーション機能維持増進森林

ア　区域の設定

当該森林の区域を別表１のとおり定める。

イ　施業の方法

保健休養や教育的利用に適した場を提供する観点から、多様な施業による森林整備や間伐等の繰り返しによって、長期にわたって期待する森林の機能を維持すべき森林として定める。施業の方法は、長伐期施業又は複層林施業（択伐によるものを除く）とす

る。

長伐期施業は、立木の伐採（主伐）の時期は、「標準伐期齢×２×0.8」とする。皆伐に当たっては、伐採面積の規模が10haを超えないものとする。

複層林施業（択伐によるものを除く）は、主伐は伐採率70%以下の伐採とする。また、標準伐期齢における立木材積に10分の５を乗じて得た材積以上の立木材積を確保する。

② 文化・生物多様性保全機能維持増進森林

ア 区域の設定

当該森林の区域を別表１のとおり定める。

イ 施業の方法

史跡、名勝等の所在する森林やこれらと一体的となり優れた自然景観等を形成する森林については、文化機能を維持増進すべき森林として定める。

文化機能の維持増進を図る森林にあっては、史跡、名勝等と一体となって憩いと学びの場を提供する観点から、必要に応じて文化活動に適した施設を整備するとともに、広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。

全ての森林は、多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与しており、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されることを目指す。また、多様な動植物の生育・生息空間として森林の質を現状より高めるため、生物多様性への負の影響を回避や機能の低下した森林の再生を含め、生物多様性の保全・回復に一層配慮した森林整備を推進する。

特に、原生的な森林生態系や稀少な生物が生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する湖畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能を維持増進すべき森林として定める。

生物多様性保全機能を維持増進を図る森林にあっては、天然生林として維持する施業を原則に、必要に応じて植生の回復を図るものとし、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。

なお、林野庁が令和６年３月に「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針（中間取りまとめ）」を取りまとめており、林業生産活動を通じた経営管理が一定程度行われてきた森林にあっては、当該指針を踏まえ、生物多様性を高める森林管理を推進する。

施業の方法は択伐による複層林施業とする。主伐は択伐とし、伐採率30%以下の伐採とする。ただし、伐採後の更新を人工造林による場合は択伐率は40%以下とすることができる。また、標準伐期齢における立木材積に10分の７を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること。

２　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

由良川地域森林計画に定められた公益的機能別施業森林等の整備に関する事項を踏まえ、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、木材等生産機能維持増進森林（森林法施行規則に定める「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」。）として下記のとおり定める。

なお、１に定める各機能の発揮を優先するものとする。

ア　区域の設定

当該森林の区域を別表１のとおり定める。

また、区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として設定する。

イ　施業の方法

森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を施業の基本とし、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

施業の方法は育成単層林施業又は育成複層林施業とする。

特に効率的な施業が可能な森林のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うものとする。

３　その他必要な事項

該当なし

第５　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

１　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

森林施業の合理化を図るため、小規模森林所有者や不在村森林所有者等に働きかけ林業経営の委託への転換を目指すものとする。施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業体への長期の施業等の委託を進める。

２　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

林業経営の委託への転換を目指す上で、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進する。委託に対する森林所有者の合意形成に向け、規模の拡大を図る林業事業体等に必要な情報の提供、助言及びあっせんを行う。

３　森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

長期施業の受委託に当たっては、受託者が森林の経営を行うことができるよう造林、保育及び伐採に必要な立木の育成権が付与されるものとすること。施業の実施に伴い伐採する立木についての処分権は、森林所有者と受託者が別途協議して定めるものとすること。

なお、当面の施業を必要としない森林に対する保護に関する事項を含めたものとすること。

４　新たな森林経営管理制度の活用に関する事項

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については森林経営管理法に基づき京都府が公表した民間事業者に再委託するとともに、林業経営に適していない森林については市が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進する。

第６　森林施業の共同化の促進に関する事項

１　森林施業の共同化の促進に関する方針

本市の所有面積 1ha 以上の林家戸数は 866 戸であるが、そのうち 5ha 未満の所有者が 84%を占め、その経営規模は極めて零細である。

近年の森林施業の推移を見ると、造林については昭和 60 年度以降、一時的に増加し、平成３年度は 120.15ha でピークを示したが、平成４年度からは再び年々減少し、令和４年度には 0.48ha にまで落ち込んだ。一方、間伐については、国、府、市の事業を活用し、集約化を図り、利用間伐も進めながら実施し、令和５年度は 203.72ha であった。

今後も森林施業を計画的に実施するため、市・森林組合を中心とした民間林業事業体・森林所有者等が地域ぐるみの推進体制を整備するとともに、特に手入れの遅れている森林は地域の協力を得ながら、民間林業事業体、府とも連携を取り、地域懇談会等を各地区で開催し、地域で集約化できるよう積極的に働きかける。

２　施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

本市のスギ・ヒノキの間伐対象林は、5,431ha と人工林のうち 46%を占めているものの、実施面積は年間 220ha 程度であり、不在村者の所有する森林の問題をはじめ、経費面での問題もあり、山に対する関心が薄れている地域などでは間伐の実施が遅れている状況にある。

このようなことから、施業の共同化は間伐を重点的に推進することとし、森林組合・生産森林組合・林業普及指導員並びに地元関係者とも連携を取り、今後の間伐推進の方策を探る。

不在村者の所有森林が多いなどの理由により、間伐が遅れている地域は、森林境界の明確化を図り実施を促すことや、あるいは施業実施協定の締結により、一体的に保育管理を行う。さらに、低コストで間伐材が搬出できるよう作業路網の整備を進め、集約化・機械化を図る。

３　共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同で森林経営計画を作成する場合には、次に掲げる事項に十分留意し、適切に行う。

ア　森林経営計画を共同で作成する者（以下「共同作成者」という。）全員により、各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成して代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は、可能な限り共同又は意欲ある林業事業体等への共同委託により実施すること。

イ　作業路網その他の施設の維持運営は、共同作成者により実施すること。

ウ　共同作成者の一が施業等の共同化について遵守しないことにより、その者が他の共同作成者に不利益を被らせることがないよう、あらかじめ個々の共同作成者が果たすべき責務等を明らかにすること。

エ　共同作成者の合意の下、施業実施協定の締結に努めること。

４　その他必要な事項

該当なし

第７　作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

作業路の整備は、森林の適正な管理及び生産コストの低減を図る上で必要不可欠な施設であるが、本市においては、その整備水準も低く、このことが造林・保育施業、素材の搬出等の大きな障害となっている。

そのため、生産基盤の整備は地域林業発展の基礎であるとの認識の下、基幹的な路網の開設と、これらの先線・支線となる森林作業道の開設を進め、森林施業の効率的な実施が図られるよう努める。

１　効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの考え方は次に示すとおりとする。

ただし、急峻地（35°～）はほぼ施業困難地で、現場の土質等の状況によっても作業システムが異なることから、適宜最適なシステム等を検討することとする。

なお、由良川地域森林計画に定められた林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項を踏まえ、路網の開設にあたっては、木材生産機能、自然環境の保全、災害の防止等に十分留意するものとする。

区　　分	作業システム	路網密度(m/ha)
緩傾斜（0°～15°）	車両系作業システム	110 以上
中傾斜（15°～30°）	車両系作業システム 架線系作業システム	85 以上 25 以上
急傾斜（30°～35°）	車両系作業システム 架線系作業システム	60(50)以上 20(15)以上
急峻地（35°～　　）	架線系作業システム	5 以上

注意１　路網密度の水準については、尾根、渓流、天然林等の除地には適用しない。

注意２　「急傾斜地」の（　）書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林

へ誘導する森林における路網密度である。

２　路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

計画期間内に基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）は、別表２の「基幹路網の開設・拡張に関する計画」のとおりとする。

３　作業路網の整備に関する事項

（１）基幹路網に関する事項

ア　基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図る観点から、林道規程（昭和48年４月１日48林野道第107号林野庁長官通知）及び京都府林業専用道作設指針（平成23年３月31日３森第252号京都府農林水産部長通知）に則り開設することを原則とする。

イ　基幹路網の整備計画

基幹路網の開設・拡張に関する計画は別表２のとおりとし、基幹路網の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進する。

ウ　基幹路網の維持管理に関する事項

林道、林業専用道は、民有林林道台帳について（平成８年５月16日８林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理することを原則とする。

（２）細部路網に関する事項

ア　細部路網の作設に係る留意点

基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点から、京都府森林作業道作設指針（平成23年３月31日３林第152号京都府農林水産部長通知）及び作業道等実施基準（平成19年７月31日９林第406号京都府農林水産部長通知）に則り開設することを原則とする。

イ　細部路網の維持管理に関する事項

京都府森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理するものとする。

４　その他必要な事項

山土場等木材の合理的な搬出を行うための諸施設を必要に応じ整備するものとする。

第８　その他必要な事項

１　林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業従事者の現況は、市内に 34 名（令和４年度調査）で、このうち 50 歳以上が 44.1%、20～40 歳代は 55.9%と、過去に比べ高齢者の割合が減少し、森林組合等への若年層の参入がみられるようになってきた。

林業は、野外作業が主で、地形上の制約や規模が零細であることなどにより、機械化が遅れており、重労働が多い上、他産業と比べて労働災害の発生頻度が高い。

これらに加え、賃金や雇用条件に関しても間断的、季節的な就労形態などのために、日給賃金で年に数か月のみ雇用される者が多数を占め、このことが林業労働者の定住化や若者の参入を阻害する要因の一つとなっている。

このため、これらを改善するために作業の機械化などの効率化を積極的に進め、労働負担を軽減し、安全で快適な作業環境を整えるとともに、労働安全衛生・新技術・機械運転等に対する研修会などにより、経営者・従業員双方の認識を一層高め、労働災害の根絶と作業効率の向上に努める。

また、公益財団法人京都府林業労働支援センターによる林業就業希望者への就業前から就業後に至るまでの各種支援活動を推進し、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着、外国人材の適正な受け入れなど、人材の確保に努める。

さらに、林業・木材産業が低迷を続ける今日、京都府のブランド産品である「丹波マツタケ」「丹波くり」や、シイタケなどの特用林産物の増産に向け積極的に諸事業を取り入れて林家の所得向上を目指すほか、観光資源としても活用し、地域の活性化を図るとともに、既存の林業研究グループ、くり研究会、生産組織としてのマツタケ振興会、緑化樹生産組合などの活動の強化を図るために、必要な知識・技術を修得する方策として、その団体の主体性を生かしながら、講習会などを積極的に行う。

（１）林業就業者の育成

林業就業者の確保、育成は緊急の課題となっている。このため、森林組合・農協などと協議を行い、賃金、雇用条件、勤務時間、休暇等を含む労働条件や社会保険をはじめとする福利厚生制度の改善を図り、森林という自然の中で働くことの素晴らしさをＰＲし、各地で取り組まれているＵ・Ｉターンの若者を確保する事例なども参考にしながら若者の定住化を図る。

また、林業労働者に各種資格の取得を奨励し、さまざまな業務ができる人材を育成することにより雇用の安定を図るとともに、雇用対策制度等による各種技術研修への参加を呼びかけ、技術の定着を図る。

（２）林業後継者等の育成

地域の特産物である「丹波マツタケ」「丹波くり」の増産に向けた発生環境整備の取組が各地でみられ、特に都市住民が区有林を積極的に活用している事例もある。

そこで、林家の後継者、そして女性を対象にした楽しい日曜林業の普及に努めるとともに、森林を管理する人材を広く求めるため、都市住民への森林や林業活動の情報提供を進め、新しい林業後継者の発掘と育成を図る。

また、林業普及指導員、森林組合並びに指導林家とも連携を取り、地区の生産森林組合の林家を対象に地域懇談会、実技講習会、経営研修会などを実施し、林家の高齢化が進む中、新しく若い後継者の発掘に努める。

（３）林業事業体の体質強化方策

本市の森林組合は、常勤職員 12 名（令和５年度）、作業班 14 名（令和５年度）で全市域を包括し、年間総取扱額１億９千万円で、府内でも高い事業量を誇り、組合員等から委託を受け施業を実施している。作業班の年齢構成は 50 歳以上が多い状況にあったが、以前と比べると若手の作業班がやや増加傾向にあり、引き続き作業班を確保していく。

このような状況から、森林組合は若手作業班の確保を目指し、他の森林組合で最近取り組まれて好結果を生んでいる事例や、公益財団法人京都府林業労働支援センターが行う事業などを参考に、作業班宿舎を有効に活用し、Ｕ・Ｉターンの若者の受け入れ体制を整えていく必要がある。

また、高性能機械の導入とオペレータの養成を図るとともに、素材生産業、製材業並びに建築業の関係者とも連携し、ソフト面からの援助を進め、経営の共同化に必要な体制を整える。

２　森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

（１）林業機械化の促進方向

本市のスギ、ヒノキの人工林は保育を必要とする林分及び間伐対象森林が 59%を超え、保育、間伐等の必要な時期となっている。また、今後においては、主伐期を迎える人工林が徐々に増加する傾向にある。

今後、低コスト林業の実現と労働負担の軽減及び素材生産部門の担い手対策のため、林業の機械化は積極的に推進しなければならない課題である。高性能林業機械の導入を積極的に推進するため、傾斜地の多い地形条件等の本市の森林に適した機械作業システムの確立、オペレータの養成・確保、機械化推進のための普及啓発方法について検討するとともに、安定した事業量を確保するため、森林組合を主とした林業事業体、素材生産業者並びに製材、建築業者で構成する木材需要拡大懇談会の活動強化を図り、業者間の連携を推進する。

（２）高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

（１）を踏まえ、低コストで高効率な機械作業システムの構築を目指していく。

（３）林業機械化の促進方策

機械化の推進については、特に素材部門において伐出作業効率の向上による低コスト化と、現場作業の負担の軽減を図るために緊急に取り組まなければならない。

そこで、オペレータの養成については、関係団体等と連携して若いオペレータの育成に努めるとともに、徹底した安全教育を図る。

また、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報の提供を行うための体制整備に努め、面的な集約化の促進に努める。

さらに、安定した事業量を確保するために、地域の伐採可能量を把握するとともに、主伐期を迎え、かつ、まとまって人工林が存在する地域では施業の集約化を推進し、先進林業機械を導入した作業システムへの移行を図る。

3　林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本市の素材生産は、13,024 ㎥（令和５年度）となっており、素材は主に、綾部木材センター（綾部ストックヤード）に出荷利用されている。また、間伐材は、綾部木材センター及び林ベニヤ産業株式会社舞鶴工場への出荷が中心となっている。令和 4 年度に亀岡市に大断面集成材加工施設が整備され、操業を開始しており、府内での木材加工体制が強化されたため、森林組合を中心に増産体制、集荷体制及び収集管理体制を確立し、「綾部市林業推進計画」において示す計画的な素材生産による安定供給を目指す。

さらに、木材関連事業者の取り扱う木材が合法性確認木材となるよう、令和５年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号)に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を促進する。

特用林産物については、マツタケ・クリ・シイタケ等が生産されており、特に「丹波マツタケ」「丹波くり」は、京都丹の国農業協同組合を通じて京阪神・名古屋市場に出荷され、高い評価を受けている。

今後、マツタケの発生環境整備事業を拡大し、新たな松林の造成によりマツタケの増産を図る。また、クリは、クリ園の造成事業を積極的に導入し、若樹園の造成を図る。出荷体制については生産組合、農協が連携し、「丹波マツタケ」「丹波くり」などブランド品の集出荷体制を一層強化する。

樹苗・緑化樹については、綾部市緑化樹生産組合等を中心に、生産の拡大と特産としての地位の確立を図る。

林産物の生産(特用林産物)・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）			計画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
綾部木材センター	鍛治屋町	24,400 ㎡	△1				
綾部木材センター	鍛治屋町	※	△2				

※同一敷地

Ⅲ　森林の保護に関する事項

第１　鳥獣害の防止に関する事項

１　鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

（１）　区域の設定

鳥獣害防止森林区域を下表のとおり定める。

（２）　鳥獣害の防止の方法

対象鳥獣とするニホンジカに対し、特に、人工植栽が予定されている森林を中心に、ア及びイに掲げる鳥獣害防止対策を推進する。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努め、イに掲げる捕獲の実施に当たっては、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整することとする。

ア　植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

イ　捕獲

山中で古くから活用されている「くくりわな」、作業道を拠点として効率的な設置、見回りや捕獲個体の回収できる「はこわな」等を使用したわな捕獲、巻狩等の銃器による捕獲等の実施

鳥獣害防止森林区域

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積（ha）
ニホンジカ	地域森林計画対象森林の全林班	26,148

２　その他必要な事項

必要に応じ、現地調査や各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業体や森林所有者からの情報収集等をもって、鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認する。

鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図ることとする。

第２　森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

１　森林病害虫の駆除及び予防の方法

本市における松くい虫の被害は、依然として被害の発生が見られ、これを減らすため、被害状況を適切に把握し、適期防除に努め森林の保全を図る。

また、カシノナガキクイムシによるミズナラ・コナラへの被害は終息傾向にあるが、今後とも関係機関との連携を強め、森林所有者への啓発を行い、被害拡大防止に努めるものとする。病虫害の蔓延防止のため、緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等は、伐採を促進することについて、市長が個別に判断する。

２　鳥獣害対策の方法（第１に掲げる事項を除く。）

野生鳥獣による森林被害は、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ、森林被害のモニタリングを推進し、その結果を踏まえ、捕獲や防護柵の設置等計画的・広域的な防除活動等を総合的かつ効果的に推進する。

造林木には、シカ・カモシカによる植栽木の幼樹の食害やクマによる樹幹の皮剥ぎ等の獣害が顕著な地域があり、有効な対策を講じる。

また、野生鳥獣との共存にも配慮した緩衝帯としての森林の整備等を推進する。

3　林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、防火啓発等を適時適切に実施するとともに、必要に応じ防火線、防火樹帯等の整備を推進する。

4　森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

わが国においては古来、害虫駆除等のために林野への火入れが広く行われてきたところである。

しかし、無秩序な火入れは山火事を引き起こすことから、綾部市火入れに関する条例及び法令に準拠して行う事はもとより、その方法や時期には十分に気をつけて行われなければならない。火入れ従事者のみならず関係者すべてに対して火災予防の知識・技術の研鑽が必要である。

5　その他必要な事項

（1）病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

特に指定する森林はない。

（2）その他

該当なし

Ⅳ　森林の保健機能の増進に関する事項

該当なし

Ⅴ　その他森林の整備のために必要な事項

1　森林経営計画の作成に関する事項

（1）森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画の作成に当たっては、次に掲げる事項に十分留意し、適切に行うこととする。

ア　Ⅱの第２の３の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ　Ⅱの第４の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ　Ⅱの第５の３の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びⅡの第６の３の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ　Ⅲの森林の保護に関する事項

なお、森林経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

（２）森林法施行規則第 33 条第１号ロの規定に基づく区域

森林法施行規則第 33 条第１号ロの規定に基づく区域について、別表３のとおり定めるものとする。

２　住民参加による森林の整備に関する事項

本市の山村では、担い手の減少、高齢化等により、里山林の放置、荒廃が進んでいる。一方、都市住民からは、山村に心の安らぎ、自然とのふれあいを求める気運が高まってきている。また、本市の森林は、水源涵（かん）養機能をはじめとする森林の有する公益的機能を発揮するなど、下流部の住民にとって重要な役割を果たしている。

このことから、山村と都市住民が共同で展開する地域資源の活用プランづくり、里山林の整備等のボランティアを募り、継続して里山を保全するシステムづくりを図る。

３　森林施業に関する技術及び知識の普及、指導に関する事項

「丹州材」の生産を目指し、森林組合、林業普及指導員との連携を取り、林家の知識と技術のより一層の向上を目指す。また、綾部市林業振興会、綾部市興農会議、綾部市木材需要懇談会等を中心に指導林家、林研グループ等の協力を得て、技術研修会や地域懇談会をはじめ、先進地視察を開催し、林家への普及啓発、経営意欲の向上に努める。

４　市有林の整備

本市は現在、人工林を中心に 126ha の森林を有しており、人工林については森林組合に保育、間伐等を委託し、計画的に施業を進める。

５　青少年に対する森林・林業の普及啓発に関する事項

ふるさとの産業と文化を支える森林の働きと重要性を広く啓発するとともに、森林に対する理解を深め、次代を担う青少年を人間性豊かな社会人に育てることを趣旨として緑の少年団が５団結成され、地域で活動を展開しているが、今後も趣旨に沿った学習活動、奉仕活動、野外活動などの支援を通じて、青少年の健全な育成を図ることとする。

６　森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

適切な人工林の経営管理を推進するにあたり、「綾部市森林経営管理意向調査実施計画（令和２年３月 11 日策定）」に基づき、経営管理意向調査を計画的に実施し、施業が必要な人工林の集積を実施する。

７　その他

保安林及び自然公園法指定区域内の施業等、他法令により、施業について制限を受けている森林においては、当該指定施業要件に従って施業を実施する。

また、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づき指定される規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場

所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用することとする。

別表１　森林の区域の設定（ゾーニング）

区　　分	森　　林　　の　　区　　域
水源涵(かん)養機能維持増進森林 6,541.51ha	29、114、197、239、242、247、248、253、254、259、260、262、264、265、266、267、268、272、273、274-1、274-3～5、276-1～3、276-5、277-1～4、277-7～9、283、285、286、287、288、289、304、306、309、310、311、312-1～10、313、314、315、318-1～3、318-5～6、323、324、325、326、327、328、329、330、331、333、334、335、336、337、338、339、340、341、342、347、348、349、350、351、352、353、354、355、356、357、360、361、362、363、365、366、367、368、369、374、377、381、382、387、388、391、392
山地災害防止機能等維持増進森林 10,740.42ha	3、4、9-5、10、11、12、19、20、22、31、33、35、37、39、49、50、59、62、73、74、75、76、77、78、79、81、82、83、84、85、86、87、88、89、90、91、92、93、94、103、104、105、106、108、110、111、112-1、112-3、112-5～13、112-15、113-1～3、113-5～6、115、116、117、119、122、124、128-1、128-3～4、129、130、131、132、133、134-1～5、134-7、135、137、139、143、145、146、150、151、152、153、155、157、158、161-1～2、165、166、168、170、171、174、175-5、177、183、184、185、188、189、190、191、193、194、195、196、198-1、198-4、202、204、205、206、210、211、212、213、214、216、217、219、221、223、224、225、227、228、229、230、231、232、233、234、235、236、238、240、243-1～3、243-5～9、244、245、246、249、250、251、252、255、256、257、258、261、263、269-1～12、270、275、278、279、280、281、282、293、294、300、301、302、307、317-3～4、319、320、321、370、371、372、373、375、376、385、386、389
保健・レクリエーション機能維持増進森林 644.32ha	178、179-1、179-3、180-2～6、276-4、277-6、295、297-3、318-4、378、379、380
文化・生物多様性保全機能維持増進森林 307.33ha	113-4、179-2、277-5、297-1、343、344、345、346、364
木材等生産機能維持増進森林 26,097.16ha	1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16-1～5、16-7、17、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、42、43、44、45、46、47、48、49、50、51、52、53、54、55、56、57、58、59、60、61、62、63、64、65、66、67、68、69、70、71、72、73、74、75、76、77、78、79、80、81-1～6、81-10～12、82-1～3、82-5～10、83、84、85、86、87、88、89、90、91、92、93、94、95、96、97、98、

	99、100、101、102、103、104、105、106、107、108、109、110、111、112-1、112-3、112-4～13、112-15、113-1～3、113-6、114、115、116、117、118、119、120、121、122、123、124、125、126、127、128-1、128-3～4、129、130、131、132、133、134-1～5、134-7、135、136-2～3、137-1、138、139、140、141、142、143、144、145、146、147、148、149、150、151、152、153、154、155-1、155-3～8、156、157、158、159、160、161、162、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173、174、175、176、177、178、179、180、181、182、183、184、185、186、187、188、189、190、191、192、193、194、195、196、197、198、199、200、201、202、203、204、205、206、206、207、208、209、210、211、212、213、214、215、216、217、218、219、220-1～7、221、222、223、224、225、226、227、228、229、230、231、232、233、234、235、236、237、238、239、240、241、242、243-1～3、243-5～9、244、245、246、247、248、249、250、251、252、253、254、255、256、257、258、259、260、261、262、263、264、265、266、267、268、269-1～12、270、271、272、273、274-1、274-3～5、275、276、277、278、279、280、281、282、283、284、285、286、287、288、289、290、291、292、293-1～4、294、295、296、297、298、299、300、301、302、303、304、305、306、307、308、309、310、311、312-1～12、313、314、315、316、317、318、319、320、321、322、323、324、325、326、327、328、329、330、331、332、333、334、335、336、337、338、339、340、341、342、343、344、345、346、347、348、349、350、351、352、353、354、355、356、357、358、359、360、361、362、363、364、365、366、367、368、369、370、371、372、373、374、375、376、377、378、379、380、381、382、383、384、385、386、387、388、389、390、391、392
特に効率的な施業が可能な森林 168.41ha	184、185-1～2、259-12～14、309-6、310-2～3

（注）１．表示の面積は森林GISによるもので、森林簿上の面積と食い違いがある。
　　２．対象森林は森林計画図で確認のこと。

別表２　基幹路網の開設・拡張に関する計画

開設/拡張	種類	位置（大字、小字）	路線名	延長(m)	利用区域面積(ha)	うち前半５年分
開設	自動車道	睦合町（小田）	小田谷線	1,300	76.02	○
		下原町	滝ノ宮線	1,800	170.02	
開設	自動車道	睦合町（浅原）	浅原線	1,000	110.09	
		井根町	山生谷線	1,500	39.57	
		七百石町	カヤノ線	1,000	170.02	
		睦合町（小田）	小田線	1,000	11.48	
【開設　　計】				7,600	577.20	
拡張（改良）	自動車道	五泉町（市志）、五津合町（大町、睦志、遊里、小仲）	君尾線	7,482	374.00	○
		睦寄町（鳥垣）	鳥垣線	3,670	99.67	
		五泉町（市志、市之瀬）、老富町（大唐内、栃）、光野町	泉富線	6,900	360.74	
		忠町	忠深山線	2,000	132.09	
拡張（改良）	自動車道	於与岐町（中川原）	於与岐ナル線	600	40.06	
		私市町（私市東）	堂ヶ谷線	480	15.89	
		八代町	奥黒谷線	10	87.37	
【改良　　計】				21,142	1,109.82	
拡張（舗装）	自動車道	睦寄町（鳥垣）	鳥垣線	3,670	99.67	○
		五泉町（市志、市之瀬）、老富町（大唐内、栃）、光野町	泉富線	6,900	360.74	
		八津合町（竹原、山田）	目白線	400	59.90	
		物部町	寺谷線	300	26.77	
		物部町	知坂線	400	26.79	
		別所町	別所滝谷線	760	10.72	
		物部町	知坂支線	100	7.47	
		志賀郷町	狭間線	200	5.54	
		八津合町（日置谷、殿）	樋ノ口支線	300	10.44	
		八津合町（日置谷、殿）	樋ノ口奥線	100	6.56	
		八津合町（日置谷、殿）	片山線	200	14.82	
		佃町	中ノ谷線	100	12.57	
		佃町	鍋倉線	100	6.39	
		上原町	丸尾線	100	11.50	
		味方町	光谷線	100	13.89	

		田野町	笹谷線	200	18.85	
		味方町	光谷支線	200	13.89	
		内久井町	石代線	200	10.72	
		中筋町	宮ノ谷線	300	22.64	
		味方町	奥ノ谷線	200	11.50	
		釜輪町	後山線	1,100	88.42	
【舗装　　計】				15,930	839.79	
【総　　計】				44,672	2,526.81	

別表３　森林法施行規則第 33 条第１号ロの規定に基づく区域

区域名	林　班	区域面積(ha)
奥上林１	293, 294, 295, 296, 297, 298, 372, 373, 374, 375 376, 377, 378, 379, 380, 381, 382, 383, 384, 385 386, 387, 388, 389, 390, 391, 392	1, 819. 28
奥上林２	299, 300, 301, 321, 360, 361, 362, 363, 364, 365 366, 367, 368, 369, 370, 371	1, 264. 03
奥上林３	348, 349, 350, 351, 352, 353, 354, 355, 356	441. 01
奥上林４	322, 323, 324, 325, 326, 327, 328, 329, 330, 331 332, 333, 334, 335, 336, 337, 338, 339, 340, 341 342, 343, 344, 345, 346, 347, 357, 358, 359	1, 774. 59
奥上林５	302, 303, 304, 305, 306, 307, 308, 309, 310, 311 312, 313, 314, 315, 316, 317, 318, 319, 320	1, 228. 91
中上林１	279, 280, 281, 282, 283, 284, 285, 286, 287, 288 289, 290, 291, 292	1, 075. 32
中上林２	242, 243, 244, 245, 246, 247, 248, 249, 250, 251 252, 253, 254, 255, 272, 273, 274, 275, 276, 277 278	1, 965. 20
中上林３	256, 257, 258, 259, 260, 261, 262, 263, 264, 265 266, 267, 268, 269, 270, 271	1, 335. 88
口上林１	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 32 33, 34, 35	1, 120. 16
口上林２	16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28 29, 30, 31	1, 162. 65
山　家１	59, 60, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 68, 69, 70, 71 72	966. 81
山　家２	36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58	1, 507. 66
東八田１	138, 139, 140, 141, 142, 143, 144, 145, 146, 147 148, 149, 150, 151, 152, 153, 154, 155, 156, 157 158, 159, 160, 161, 162, 163, 164, 165, 166, 167	1, 582. 79

東八田２	168, 169, 170, 171, 172, 173, 174, 175, 176, 177 178, 179, 180, 181, 182, 183, 184, 185, 186, 187	1, 241. 09
西八田	115, 116, 117, 118, 119, 120, 121, 122, 123, 124 125, 126, 127, 128, 129, 130, 131, 132, 133, 134 135, 136, 137	1, 020. 21
吉　美	105, 106, 107, 108, 109, 110, 111, 112, 113, 114	651. 58
綾　部	73, 74, 75, 76, 77, 78, 79, 80, 81, 82, 83, 84, 85	854. 10
中　筋	86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 93, 94, 95, 96, 97, 98 99, 100, 101, 102, 103, 104	1, 010. 4
豊　里	188, 189, 190, 191, 192, 193, 194, 195, 196, 197 198, 199, 200, 201, 202, 203	1, 154. 78
物　部	204, 205, 206, 207, 208, 209, 210, 211, 212, 213 214, 215, 216, 217, 218, 219	938. 72
志賀郷	220, 221, 222, 223, 224, 225, 226, 227, 228, 229 230, 231, 232, 233, 234, 235, 236, 237, 238, 239 240, 241	2, 033. 41